

生食発 1226 第 6 号
平成 29 年 12 月 26 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

農薬等の残留基準設定に係る標準的事務処理期間の設定について

食品に残留する農薬等については、厚生労働省において、農林水産省からの農薬の残留基準設定依頼や「国外で使用される農薬等の残留基準設定及び改正に関する指針」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知別添）に基づく残留基準の設定要請等を受け、内閣府食品安全委員会による食品健康評価の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議等を経た上で、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく残留基準の設定又は改正を行っています。

今般、要請等に基づき行われる農薬等の残留基準の設定手続について、別添のとおり、標準的事務処理期間を設定、運用することとしたので、関係者への周知方よろしく申し上げます。